平成２８年（フ）第２４０号
東京都江東区亀戸２丁目24―13　２Ｆ
債務者　小泉　俊美
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４１号
東京都江戸川区西葛西８丁目12―17―206
債務者　青木美枝子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４６号
東京都江戸川区松江４丁目19―13―303
債務者　加藤　順一
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４８号
東京都荒川区西尾久１丁目12―15　齋藤方
債務者　鈴木　　進
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０８７号
神奈川県藤沢市遠藤867番地の６
債務者　小山　　恵（旧姓石渡）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１６１号
横浜市中区花咲町１丁目31番地　グランド・ガーラ桜木町駅前805号室
債務者　柳下　大輔
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１９０号
横浜市磯子区中原１丁目１番40―223号
債務者　林　　敏彦
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２５９号
横浜市戸塚区原宿５丁目25番１―101号
債務者　生田目和子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５号
横浜市都筑区新栄町18番３号　パークサイド斉藤Ｂ号
債務者　佐々木峰夫
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
横浜市金沢区能見台通３番６号　202
債務者　今川　正人
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
神奈川県大和市福田８丁目２番地26　パークサイドアネックス102号
債務者　黒澤　竜也
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３０８号
北海道旭川市南３条通25丁目497番地の80　大雪コーポ103
債務者　貝沼知英子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５００号
栃木県鹿沼市茂呂2482番地13　ハイツ花梨８
債務者　岡田　　史
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２４７号
東京都練馬区中村２丁目28―14　コーポ花菱Ａ102
債務者　森　　一行
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１７号
静岡市葵区西草深町６―22、住民票上の住所　静岡市駿河区曲金７丁目２番58―209号
債務者　小泉　浩美
1　決定年月日時　平成28年１月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３８３号
岡山市北区谷万成２丁目９番26号コーポせと203、旧住所岡山市中区竹田２番地１サンシャイン303
債務者　髙橋　孝太
1　決定年月日時　平成28年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部